

学校感染症に伴う出席停止の扱いについて（お知らせ）

学校感染症の疑いがあるときは、医療機関を受診し、きちんと治してから登校するようにしてください。出席停止が終わり、登校する時は、下欄の「登校許可報告書」を提出してください。

|     | 病名   | 出席停止期間                                      |
|-----|--|---|
| 第1種 | 学校保健安全法施行規則第18条1種に記載されているもの（新型コロナウイルス感染症を含む） | 治癒するまで                                      |
| 第2種 | インフルエンザ                                      | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日間を経過するまで                |
|     | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで     |
|     | 麻疹（はしか）                                      | 解熱後3日間を経過するまで                               |
|     | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                              | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|     | 風疹   | 発疹が消失するまで                                   |
|     | 水痘（水ぼうそう）                                    | 全ての発疹が痂皮化するまで                               |
|     | 咽頭結膜熱（プール熱）                                  | 主要症状消退後2日間経過するまで                            |
|     | 髄膜炎菌性髄膜炎                                     | 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで          |
| 結核  |  |   |
| 第3種 | 腸管出血性大腸菌感染症                                  | 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで          |
|     | 流行性角結膜炎                                      |   |
|     | 急性出血性結膜炎 など                                  |   |
| その他 | 溶連菌感染症                                       | 条件により出席停止が必要なもの                             |
|     | ウイルス性肝炎                                      |   |
|     | 伝染性紅斑（りんご病）                                  |   |
|     | 手足口病   |   |
|     | ヘルパンギーナ                                      |   |
|     | マイコプラズマ感染症                                   |   |
|     | 流行性嘔吐下痢症 など                                  |   |

出席停止期間は、医師の指示期間とします。

登校許可報告書

児童生徒名 \_\_\_\_\_ 部 年 組 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日まで（病名： \_\_\_\_\_）にて欠席しました。

診察した医師より登校が可能と判断されましたので報告します。

医療機関または保健所名： \_\_\_\_\_

診察医師名： \_\_\_\_\_